

福祉サービス第三者評価結果

① 第三者評価機関名

有限会社 保健情報サービス

② 施設の情報

名称：鳥取県立皆成学園	種別：福祉型障害児入所施設 短期入所支援（空床利用型）			
代表者氏名：鳥取県知事 平井 伸治 園長 川口 栄	定員（利用人数）：45名（19名）			
所在地：倉吉市みどり町3564番地1				
TEL：0858-22-7188	ホームページ： https://www.pref.tottori.lg.jp/kaisei/			
【施設の概要】				
開設年月日：昭和24年9月1日				
経営法人・設置主体（法人名等）：鳥取県				
職員数	常勤職員：	59名	非常勤職員	8名
専門職員	保育士	42名	嘱託医	3名
	児童指導員	8名	介護員	1名
	保健師	1名	運転士	2名
	管理栄養士	1名	警備員	2名
	事務員	1名		
施設・設備 の概要	2号棟	15人	相談室	1室
	3号棟	30人	研修室	1室
	短期入所	空床数	スヌーズレン室	1室
			食堂	3室
			マイクロバス	1台
			普通乗用車	1台
			軽自動車	2台

③ 理念・基本方針

基本理念

- ・私たちは、ノーマライゼーションの理念に基づき、入所利用児童等とご家族一人ひとりの人権を尊重した施設運営を行います。
- ・入所利用児童等一人ひとりが心身ともに安定し主体的な生活を送ることを目指して、それぞれの目的や目標に添った質の高いサービスを提供します。

- ・社会参加を促進し、入所利用児童等が地域の一員として尊重され、地域社会の中でも主体的な生活が送れるよう、豊かで多様な経験を提供します。
- ・すべての障がいのある児童等の福祉向上を目指し、地域社会に開かれた施設としての機能を発揮するよう努めます。

基本指針

- ・サービス提供並びに運営は、児童の最善の利益を基準として実施運用します。
- ・利用者等が安全で安心できる環境の中で児童の主体性を尊重し、かつ特性に応じた専門的支援を行います。
- ・入所利用児童等やご家族、地域の方々や関係機関の声に耳を傾け将来の地域生活において一人ひとりがその人らしい生活を送れるよう総合的な支援を行います。
- ・県民の障がい児・者福祉思想の啓発に努め、施設の持つ専門的な知識や技術を活かし、在宅で生活している障がい児・者へ専門的な支援を提供します。
- ・発達障がい児・者及びその家族に対して相談支援を行うとともに、医療機関等と連携しながら、発達支援、就労支援を行います。

④ 施設の特徴的な取組

鳥取県立皆成学園は、障がい児への入所支援、日中一時支援、短期入所支援等の3事業を行ない子どもの自立と社会参加を目指し、社会生活への移行に向けた支援施設として、昭和24年9月に事業開始された歴史ある施設としての運営が行われています。

入所利用者が将来、地域の中で調和して暮らしていくための一人ひとりの特性等に応じた支援を行うために、子どもの「主体性を尊重（その人らしい生活の実現）」に向けて、子どもの自己選択や自己決定等をサポートしながら多くの情報提供や学園内外での生活訓練、機能訓練等の提供と支援が行われています。

1) 入所支援

- ・児童の特性によって2棟体制の中で、児童が自分で考え、自分らしい生活ができるようになるための支援が行なわれています。
- ・家族や児童相談所等の機関と連携を密に図りながら児童支援が行なわれています。
- ・利用者、家族の意向を踏まえ円滑な社会移行に向けた支援が行なわれています。

2) 在宅支援

- ・在宅福祉の推進に寄与するため、在宅障がい児のニーズに応じて、短期入所、日中一時支援サービスが行なわれています。
- ・未就学の発達が気になる子に対し、児童発達支援が行なわれています。

⑤ 第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和4年7月21日（契約日）～ 令和5年1月27日（評価結果確定日）
受審回数（前回の受審時期）	8回（令和2年度）

⑥ 総評

◇特に評価の高い点

◎自分らしく生きるための「主体性を尊重」を目指した支援

一人ひとりの児童が心身ともに安定した主体的な生活を送ることを目指して、それぞれの目的や目標に向け利用者の自己決定を尊重する支援が進められています。

利用者の日常生活における特性や発達状況、支援に対するニーズ把握が適切に行われた個別支援計画で支援が進められています。

日常生活上のルール等、生活棟会議や子ども自治会での話し合い等を反映した支援や環境改善等が行われています。

◎職員相互の相手を尊敬し、チームアプローチによる児童への支援

統括委員会、サービス向上委員会、虐待防止委員会、リスクマネジメント検討委員会、地域交流推進委員会、人材育成委員会等の活動を通しての学園運営の適正化、人材育成、人権擁護等の各種検証や対策が行なわれています。

職員間の報連相を強化等、チームで支える取り組みに加えて、研修についても勤務体制が違う職員間でも共有を図る為、後日の動画視聴や資料配布等行ない全ての職員が共有した業務推進を実施できるチームアプローチが行われています。

◎社会生活に必要な自律・自立に向けた多様な取り組みの工夫

利用者が退所後の生活や就労を想定したソーシャルスキルやコミュニケーションカの向上を目指し、個別支援計画を策定し、事業に取り組んでおられます。

社会生活に必要なスキル習得の為、社会生活訓練や金銭管理の練習が行える「社会生活移行支援サービス提供事業」が行なわれています。

また、学園独自で福祉就労の事業所やグループホーム見学等、将来の目標を定められるよう取組まれており、退所後のサービス利用等に必要な手続き等、入所児童、保護者支援にも取組まれていきます。

◇改善を求められる点

◎人材確保の取り組み

職員の皆さんが懸命に利用者に対する支援を実施しておられる状況ですが、直接支援職員不足（保育士）が顕著です。人材不足による安全・安心な利用者支援が厳しいとの状況を克服するための対策としての業務改善や業務の効果的・効率化の促進に加えて、入所者への直接支援職員の人員配置の見直し等、円滑な組織運営に期待します。

◎新人職員育成

人材確保と並行して、中堅職員による新人育成のプログラム構築に期待します。

中堅職員にとって自分が学んできた内容を新人研修で教えることにより本人のスキルアップにもつながりますし、多様な障がい特性に対応できるスペシャリストを養成する為にも取り組まれる事に期待します。

◎各種の業務運営マニュアル等の周知徹底の取り組み

規程・各種の業務マニュアルがデータベースに保管され、全職員がいつでも閲覧可能であり、必要時にマニュアルに沿った支援が行われています。

日常の業務の中で、自らの経験則での対応の解消対策として、定期的にマニュアルの読合せ等理解を深める機会を設け、更なる適切な支援サービスの提供、サービスの質の向上に向けた取り組み期待します。

⑦ 第三者評価結果に対する施設のコメント

高い評価をいただいた点については、基本理念及び基本方針にのっとり、さらに向上できるよう引き続き全職員で取り組んでいきます。

改善を御提案いただいた点について、

- ① 人材確保については、今年度職員定数は満たしているものの、産休・育休職員の代替職員が確保できず、結果として人員不足状態であるため、関係部署と引き続き協議して人材確保に努め、より安全で質の高いサービスを提供していきます。
- ② 新人職員育成については、中堅職員の知識やノウハウが施設にとって貴重な財産であることは当園としても認識しており、それを若年層職員に継承していくことが良質なサービスを安定的に提供することにつながると考えていますので、このしくみについて、担当委員会を中心に検討したいと思います。
- ③ マニュアル等の周知徹底の取り組みについては、各所管委員会が中心になり、活用方法等実効性を高めるための手立てを、検討したいと思います。

⑧ 第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

平成27年度より判断基準(a、b、c)の考え方が、「よりよい福祉サービスの水準へ誘導する基準」となるよう以下のように変更になりました。

「a」 より良い福祉サービスの水準（質の向上を目指す際に目安とする状態）

「b」 「a」に至らない状態、多くの施設・事業所の状態（「a」に向けたと取り組みの余地がある状態

「c」 「b」以上の取り組みとなることを期待する状態

評価結果（福祉型障害児入所施設）

共通評価基準（45項目）

評価対象Ⅰ 支援の基本方針と施設

Ⅰ-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
Ⅰ-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
①	Ⅰ-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
<p><コメント></p> <p>理念・基本方針は、運営要綱、学園要覧（パンフレット）に明文化され、広く地域へホームページ掲載の掲載による地域に対して広く周知が行われています。</p> <p>また、利用者・保護者等の利用開始時の案内に於ける重要事項説明書に明記された運営方針である「ノーマライゼーションの理念に基づき、利用者と保護者の尊厳を第一に考えて運営します」の説明が行われています。</p> <p>園内への理念の掲示による来園者及び職員への周知が行われています。</p> <p>年度当初には、新任職員を対象とした理念や基本指針に関する研修が行われる等、継続的な職員への周知が図られています。</p>		

Ⅰ-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
Ⅰ-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
②	Ⅰ-2-(1)-① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
<p><コメント></p> <p>障がい者施策、福祉型障害児入所施設、児童発達支援事業等の国の動向・方針についての情報収集が行われています。</p> <p>また、関係団体（日本知的障害者福祉協会及び鳥取県知的障害者福祉協会、鳥取県児童福祉入所施設協議会）に所属し、機関紙及び会報の確認や会議又は研修会への出席等を通じた情勢の把握に取組まれています。</p> <p>施設所在地の障害福祉計画には、策定委員会委員として参加され、内容を把握しているが、その分析及び当園の利用者の状況との比較分析等は不十分であると認識され、地域の潜在ニーズの掘り起こしの工夫が必要と考えられています。</p> <p>定期的な県の監査担当部局の監査受検によるコスト分析、組織運営課題や経費削減等の取り組みが行われています。</p>		

3	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	b
<p><コメント></p> <p>定期的な監査担当部局（鳥取県）のによるコスト分析、組織運営等の監査受検が行われ、決算状況は県担当部局が管理するホームページでの公開が実施されています。</p> <p>運営課題、経費削減等について、各委員会による検証や対策に基づき取り組みが行われています。</p> <p>育休・産休等によるフォロー、人材確保等の代替えスタッフ等に対策について、県本庁との協議が行われていますが、人材確保が厳しい現状にあることから業務内容の改善等の工夫が必要な状況が伺えます。</p> <p>事業目標（工程表）に対する取り組み実績の分析や評価が実施され、事業の課題等が明確にされ、次年度の当園のミッションである目標設定（工程表の見直し等）への反映による具体的な業務運営が行われています。</p>		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a
<p><コメント></p> <p>第5期計画の評価分析（レビュー等）に基づき、第6期計画としての「鳥取県障がい者プラン」を反映した中・長期としての皆成学園のミッションとしての「工程表」が作成されています。</p>		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a
<p><コメント></p> <p>中・長期事業計画（「工程表」）に基づき、学園の基本理念・指針の役割の達成に向けた年度計画（工程表）が策定され、数値目標含む所属目標達成に向けて、職員一人ひとりが業務管理シートで業務目標の設定を行ない日常業務の実施及び進捗管理が行われています。</p>		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a
<p><コメント></p> <p>事業計画（「工程表」）は、事業ごとに各担当課（事業単位）の組織目標やサービス提供上の課題等を踏まえて職員等の意見を集約する等により策定されています。</p> <p>年度計画は、事業項目と事業内容が明文化され、スケジュールに対する年度末時点での進捗状況、達成度の評価、評価の理由及び課題、今後の取り組み等を明確にした定量化した最終評価が行われています。</p> <p>また、県の情報システム（データベース化）に蓄積された事業計画（ミッション工程表）の進捗・達成状況、中間期（9月）・最終評価（3月末）等は、職員に説明し深く理解させると共に、</p>		

当園の各委員会の計画（進捗状況含む）も同様に委員会データベースから職員に周知が図られ、必要な改善・見直しが、次年度以降の組織の事業運営に反映されています。		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	a
<p><コメント></p> <p>事業計画（「工程表」）は県のホームページで公開されています。</p> <p>利用者・保護者等へは、事業計画である「工程表」そのものを説明する機会はありませんが、サービス内容や行事等、利用者の生活に密接に関わることは、日頃から直接的対応又は電話等で保護者等に伝え、利用者に対しては、利用者主体の「子ども自治会」主催の「みんなの会（年2回程度）での周知や園内の掲示板等を利用して周知が行われています。</p> <p>また、利用者の障がい状況を考慮した視覚的な資料（絵やルビ等）を活用した説明等により理解を深める工夫が行われています。</p> <p>近年、感染症対策で受け入れはありませんが、外部者の視察研修等の際には、理念及び業務内容等の説明が行なわれています。</p>		

I-4 支援の質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
<p><コメント></p> <p>よりよいサービス提供のための協議体制を整備（サービス向上委員会、虐待防止委員会等）による児童の身体的・精神的な苦痛の軽減、社会的活動の提供等を通じた活力や満足度を上げる等の取り組みが行われています。</p> <p>利用者への支援の実施状況等の内部検証として、業務管理シートの自己評価及び人権擁護「禁止事項」チェック表によるセルフチェック等を「虐待防止委員会」で取りまとめて、統括委員会をはじめ、園内に報告しておられます。</p> <p>更に、県の事務監査（監査担当課）、実地指導（事業所指導担当課）による利用者への支援内容等の自己点検が実施されています。</p> <p>また、福祉サービス第三者評価については、平成18年度以降隔年で受審（今回で8回目）による結果の公表やその都度発生する課題改善に向けた取り組みが実施されています。</p>		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき施設として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a
<p><コメント></p> <p>ミッション工程表（事業計画）の評価、監査、実地指導や第三者評価の評価結果については、園内のデータベース等や統括委員会等から指摘事項や課題等について職員へ周知されています。</p> <p>対応する担当委員会等を決めて計画的に電子会議等を用いての職員（園長参加含む）参加によ</p>		

る協議・意見を求め改善に向け取組まれています。

第三者評価で助言のあった全職員対象の研修受講の在り方、緊急災害時等の非常連絡体制の改善については各委員会で検討し改善されました。

今後、園として取り組むべき課題について、実施スケジュールを含む改善計画を立て、組織的に取り組み、進捗管理する仕組みの構築に期待します。

評価対象Ⅱ 施設の運営管理

Ⅱ-1 施設長の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 施設長の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
<p><コメント></p> <p>園長は、新任職員研修、日常のカンファレンス等に於いて、運営規程としての学園の目的や運営方針を示し、園長の役割と責任について表明し理解を深められています。</p> <p>また、外部に対する広報誌やホームページを活用して、当園の役割、運営方針について、管理者の考えが表明されています。</p> <p>事務分担表に、各部署、各職員の業務内容が具体的に表記され、管理者はその総括者として明確に位置付けられおり、事務分担表は年度単位及び変更時に更新され、職員に周知しておられます。</p> <p>災害等の非常時の対応については、「鳥取県業務継統計画（鳥取県立皆成学園）」（BCP）に、管理者の役割、責任又は不在時の指揮等の権限委譲等についても定められています。</p> <p>この3年間は、新型コロナウイルス感染予防や感染発生時の対策等、率先して取り組んでおられます。</p>		
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>子育て王国を目指す鳥取県として、子どもの人権擁護（アドボガシーを考える会）試行事業の実施や法令遵守の先頭に立った施設の業務遂行が重要である旨が全職員に周知されています。</p> <p>園長は、当園の代表として各種団体に所属して会議等に参加する等、施設経営に必要な情報収集が行なわれています。</p> <p>学園内に虐待防止委員会の体制整備による人権研修の実施等による障がい者への理解や利用者の尊重を深め、虐待防止、身体拘束の検証、個人情報保護、交通法規の遵守、ハラスメントの防止等、業務外に於いても常時留意する事項が日々の朝礼等で法令遵守の徹底に向けた周知が行われています。</p>		
Ⅱ-1-(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ-1-(2)-① 福祉サービスの質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a
<コメント>		

園長は学園内の巡回も行き等による利用者、職員への声かけ等、日頃のサービス提供等の状況を把握され、組織運営の特性や課題への対策等の指導・アドバイス等の実施が行われています。

また、福祉サービスとしての必要な各委員会の体制整備が行われ、定期的に会議を開催、委員会の役割・機能が明確にされた必要な検討が計画的、継続的に行われています。

各種委員会で協議された内容については、園長を長とする統括委員会で報告され、改善が必要と判断される案件については、該当の委員会へ園長が対応を指示しておられます。

園長自らケース検討会に積極的な参加による指導・アドバイス等が行なわれています。

13

Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。

b

<コメント>

働きやすい職場とするため、環境整備や人事配置の要求等、随時人事担当部局等と調整等が行なわれています。

しかし、職員の休暇（育休・産休・その他等）の勤務シフト体制の厳しい状況が続いています。職場環境アンケート（年1回）の結果や職員への個別面談での職員の意向把握等、職員各自のワークライフバランスの実現と労働環境の整備の整合性がとれていない現状が散見されます。

ICT導入するなど、業務の実効性を高めるための業務改善が行われています。

専門性を高め実行性を上げるための職員の人材育成も新型コロナ感染対策での研修参加の減少や育休・産休等による補充の人材確保が厳しい状況への更なる改善に期待します。

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

第三者評価結果

Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。

14

Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。

b

<コメント>

慢性的な人手不足状態であったため、以前から人事担当部局に職員の充足を要請されてきました。これを受けて、今年度職員採用があったようですが、未だ産休・育休職員の補充ができていないため、早期に適切な職員体制となることを望みます。

県の人材育成方針が定められており、それに基づいた研修計画で対応しておられます。社会福祉専門職、保育士職等の職種は、経験年数、担当業務、職員に応じた人材育成計画に沿った研修が実施されていますが、保育士については人員の不足で、研修受講の機会が確保しづらい状況が続いています。

15

Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。

a

<コメント>

鳥取県の人事規程「求められる県職員像」が明確化され、人事評価制度が整備されています。

職員一人ひとり（職位別）の業務管理シートへ業務目標の設定等による日常業務の実施及び進捗状況が管理され、定期的な職務遂行の成果及び行動等の評価基準に基づき、所属長等の面談が

<p>実施され、適正な評価が行われ、評価結果は、所属長（園長及び養護課長）から職員本人に説明が行われています。</p> <p>所属長の面談時には、人材育成担当部局が実施するキャリアビジョン研修計画（育成方針、到達目標等）及び職員からの今後希望する担当業務や働き方の相談や要望等の情報共有が図られる等必要な対応が実施されています。</p>		
<p>Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。</p>		
16	<p>Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。</p>	b
<p><コメント></p> <p>職員の就業状況に対する労務管理の責任体制は明確であり、勤怠システムを活用した有給休暇や時間外勤務状況の適切な把握等の就業管理が行なわれています。</p> <p>育児（産休）又は家族等の介護が必要な職員への柔軟な勤務体制に向けての取り組みとして、可能な限りの配慮が行われていますが、休暇中の職員の補充人員確保も厳しいことから全職員がワークライフバランスを考慮した勤務体制の確保が難しく、時間外勤務等をせざるを得ない現状となっています。</p> <p>鳥取県の福利厚生制度も充実しており、定期的な職員面談により、仕事・生活面の悩み事や要望・意見を述べやすい環境を整え、更に福利厚生担当課が実施するストレスチェックによる必要な助言や定期的な健康受診等を受ける体制も整備されています。</p>		
<p>Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。</p>		
17	<p>Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。</p>	a
<p><コメント></p> <p>鳥取県職員として求められる職員像が規定されており、学園の職員としても人材育成に係る基本方針があります。</p> <p>業務管理、キャリア開発シートを活用し、期首、前期末、後期末の所属長面談等による業務遂行知識・技能等のスキル把握が実施され、職員の今後の育成（計画）に向けた指導・アドバイス等が行なわれています。</p>		
18	<p>Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。</p>	b
<p><コメント></p> <p>人材育成委員会による県の方針を踏まえた年間の人材育成計画（園内外計画）、施設間交流研修等への策定による研修の実施が行なわれています。</p> <p>人員不足のため、全職員が“直接“受講する機会が少ないですが、研修時間の設定を工夫したり、園内研修の様子は動画保存して確認できるようにしたり、全員が復命書を閲覧可能としたり、時間外手当で対応したりと、工夫されています。</p>		
19	<p>Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。</p>	b
<p><コメント></p>		

<p>職員一人ひとりに対する身上報告書及び業務管理キャリア開発シートにより資格・研修受講状況を把握できるようになっており、スキル習得度に合った階層別研修（到達目標、行動目標が明確）、職種別研修等のスキルアップに向けた研修が計画的に策定される体制が整備されています。</p> <p>新規採用職員については、園内研修だけでなく、県として取り組んでいる「新採サポーター制度」により、先輩職員がフォローして育成が行われています。</p> <p>園外研修への参加後は、研修内容等の復命書の作成やデータベースシステムへの貼付等により、他の職員がいつでも閲覧共有できる仕組みが構築されています。</p> <p>職員数が充足してないため研修を厳選し参加されていますが、スキルアップのための研修参加への時間の確保が難しいという課題があります。改善に期待します。</p>		
<p>II-2-(4) 実習生等の・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。</p>		
20	<p>II-2-(4)-① 実習生等の・支援に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。</p>	a
<p><コメント></p> <p>実習生受入れマニュアルに基づき、受入れ窓口、実習体制を整え、実習プログラムや実習日程等が実習生の所属する機関等との調整や連携による積極的な取り組みが行われています。</p> <p>実習生は、保育士、看護師職を目指す学生が中心です。</p> <p>また、各種資格等の取得に向けた実習受入れは、実習生が所属する機関と契約を締結し、専門学校との事前打ち合わせや実習中の巡回等による情報共有等による連携を深める取り組み等が行なわれています。</p> <p>今年度もコロナウイルス予防対策に配慮されながら受入れられています。</p>		

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
<p>II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。</p>		
21	<p>II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。</p>	a
<p><コメント></p> <p>皆成学園の理念、基本方針や活動内容等がホームページ、広報誌「かいせい」等に掲載され、地域社会に公表され、関係機関や地域の公民館等への配布が行われています。</p> <p>予算決算状況については、県の財政担当部局が管理するホームページに掲載されています。</p> <p>福祉サービス第三者評価の受審結果について、学園及び県担当課のホームページやWAMNET等で公開されています。</p> <p>苦情受付及びその対応状況については、県担当課が管理している広聴システムへの登録により、公表されています。</p>		
22	<p>II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。</p>	a
<p><コメント></p> <p>鳥取県会計規則、同事務処理権限規則等の規定に沿った健全な予算計画、会計管理が実施され、</p>		

鳥取県の監査基準に基づき、内部監査として県会計実施検査（検査担当部局）、外部監査としては鳥取県監査委員監査（事務局監査含む）、施設監査担当部局による指導監査を受けておられます。事務分掌は、各課で作成し、庁内LANデータベースに掲載されています。

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>学園の基本理念での「すべての障がいのある児童等の福祉向上を目指し、地域社会に開かれた施設としての機能を発揮するように努めます」が宣言され、地域の方々との交流や障がい児福祉の啓発を目的に地域交流事業として、地域交流行事担当等の体制が整備され、地域交流行事等への開催につながる取組みが行われています。</p> <p>主な取り組みとして、交流文化祭（園主催）の実施、未来ウオークへの参加、みどり町の地域行事への参加等、コロナ感染の予防（感染状況への配慮等）対策を行いながら実施されています。</p> <p>当園へ過去のボランティア経験者への広報誌の送付の情報発信等を通じて、継続的なつながりの輪を大切にしたい取り組み等が実施されています。</p>		
24	II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確に体制を確立している。	a
<p><コメント></p> <p>ボランティアの受入れにあたっては、窓口を決め、募集や申込手続、事前説明、留意点等を記載したボランティアマニュアルが整備されています。</p> <p>ボランティア活動推進業務要領が定められ、当園が開催する行事においても、ホームページでの地域、学校、生徒のボランティア受入れ募集等が行なわれています。</p> <p>コロナ禍以前は、施設所在地の倉吉市社会福祉協議会が主催する高校生ボランティア体験事業を受入れ、子ども達と交流されていました。</p>		
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	II-4-(2)-① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
<p><コメント></p> <p>障がい福祉担当部局が発行する「よりよい暮らしのために」という障がい福祉施策や事業所紹介の冊子を活用しておられます。</p> <p>施設との関係が深い機関として、利用者が在籍する学校や、児童相談所、保護者の居住市町村、相談支援事業所などと定期的な連絡会を行い、役割分担やスケジュール確認等の情報共有（職員間は毎朝のカンファレンス時、データベースの活用等含む）が図られています。</p> <p>移行前には個々のケースに応じた支援のネットワークを調整が図られ、移行後は、利用者への約1年間アフターケアの取り組みが行われています。</p>		

Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行なわれている。	a
<p><コメント></p> <p>地域の自立支援協議会、児童福祉入所施設協議会、地域の人権学習会等各種会議や手をつなぐ育成会への参加等により、地域住民の思いや当事者・家族のニーズを把握するよう努める等、地域の信頼確保に向けた取り組みが行われています。</p> <p>児童相談所とのケース連絡会や市町村及び相談支援事業所を含む圏域ケース連絡会を実施し、関係機関との情報共有や役割分担等を行う等の連携が図られています。</p> <p>日中一時、短期入所利用等個別ケースの教育支援会議等に参加し、生活課題等の把握等の情報収集が行われています。</p> <p>また、園内に併設の鳥取県発達障がい者支援センター「エール」では当事者や家族からの相談を受けておられ、アドバイスや情報提供・関係機関の紹介等が行われています。</p>		
27	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な施設・活動が行われている。	a
<p><コメント></p> <p>災害時に、所在地自治体が設営する避難所として施設を貸し出す協定が締結され、災害時に備えての備蓄品等の準備が行われています。</p> <p>また、近隣の施設間での災害時の相互支援等の応援協力の協議も行われています。</p> <p>新型コロナウイルス感染症予防対策で近年は実施されていませんが、地域の障がい児の人権擁護等への理解を深めるための講演やセミナー等への依頼を受けて対応しておられました。</p>		

評価対象Ⅲ 適切な支援の実施

Ⅲ-1 子ども本位の支援

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した支援提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>学園の理念・基本方針並びに運営規程・倫理要領が整備・明文化され、日頃から利用者への人権尊重への基本姿勢としての人権に配慮した対応が行われています。</p> <p>施設内の虐待防止委員会が設置され、定期的な開催による虐待防止等についての検討や虐待防止研修の開催が実施される等、職員への共通認識や理解を深める取り組みが行われています。</p> <p>また、人権擁護データベースを活用した利用者を尊重したサービス提供（人権擁護・侵害）等のセルフチェックが行われ、その結果に対する必要（課題・問題がある場合等の改善対策等）な対応が行われています。</p>		

29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した支援提供が行われている。	a
<p><コメント></p> <p>プライバシー保護規程等について、利用者・保護者等に対し、入所時の契約書の書面での説明による理解が得られています。</p> <p>プライバシー保護の権利養護としては、性別、年齢、障がい特性に適した居室の整備、生活環境を工夫し、利用者・保護者等の意向を踏まえながらプライバシー保護の取り組みが行われ、具体的には、①居室のドアに目隠しをする、②居室を複数人で使用する際はカーテン等で間仕切りを設ける、③園内掲示、ホームページ又は広報誌等に掲載する利用者の写真、氏名の取り扱いについて、毎年度当初、保護者に意向を確認して、一覧を作成、④外部者の視察又は見学時には、氏名が記載された掲示物等を隠すなど対応が行われています。</p> <p>個人情報を記載した文書の送付は、県の規程に基づいてダブルチェックを行うなど、情報漏洩の防止策を徹底されています。</p>		
Ⅲ-1-(2) 支援の提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 子どもや保護者に対して支援選択に必要な情報を積極的に提供している。	a
<p><コメント></p> <p>学園の理念・基本方針、施設概要や入所に必要な各種の情報を得るための情報提供については、写真や図を用いて分かりやすい説明資料としてのホームページ、広報誌等で発信されています。</p> <p>利用希望者・家族等の見学も随時受け入れておられ、学園要覧等を提示して丁寧に支援内容、利用手続き等の受入れに関する説明が行われています。</p> <p>入所希望については、まずは見学や日中一時支援又は短期入所の利用を勧め、より早く安定した生活となるよう配慮が行われています。</p>		
31	Ⅲ-1-(2)-② 支援の開始・変更において子どもと保護者等にわかりやすく説明している。	a
<p><コメント></p> <p>利用契約締結時には、利用者・家族等に対して、契約書、重要事項説明書を用いて丁寧に説明が行われ同意を得て利用が開始されます。</p> <p>サービス内容に変更が生じた場合は、変更点について変更契約等書面で具体的に説明して同意を得ることとしておられます。</p> <p>入所利用者の個別支援計画の変更を伴う見直し時の利用者・保護者等のニーズ等の聞き取りや支援内容等の同意を得る等により、利用者の要望等の反映を考慮する等の対応が行われています。</p>		
32	Ⅲ-1-(2)-③ 福祉施設・事業所の変更や家庭への移行等にあたり支援の継続性に配慮した対応を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>育成課及び養護課に担当者を置き、毎月担当者会議を開催し、利用者のアセスメントを行い、利用者保護者等の希望、障がい程度、家庭環境等に応じて退所後に利用可能なサービス並びに各種利</p>		

用可能な制度等を検討しておられます。

その検討結果を踏まえ、関係機関と連携しながら、実習等を調整する等、スムーズな移行となるよう、協議し努力しておられます。

移行時には関係者により移行支援会議を開催し、役割分担、必要な諸手続やスケジュール等の共有を図り、利用者及び保護者に書面及び口頭による説明が行われています。

移行後の具体的支援は書面での説明は行われていませんが、利用者・保護者等には、困りごと等いつでも電話や訪問、助言等を行う旨を伝えられています。

概ね一年間のフォローアップを行い、新たな利用サービスへの定着が図られています。

Ⅲ-1-(3) 子どもや保護者の満足の向上に努めている。

33

Ⅲ-1-(3)-① 利用者の満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。

a

<コメント>

生活棟での毎月実施の生活会議や学園全体でのみんなの会（子ども自治会）での定期的な意見・要望を聴く機会や利用者アンケート、嗜好調査が実施されており、福祉サービス第三者評価受審の際には、保護者アンケートも実施しておられます。

意思表示が可能な利用者については、定期的に意見要望を聴く機会を設け、意思表示が難しい利用者については、日々の生活支援の中から推測し、家族の意向も把握するよう努められています。

意見要望については、各担当課及び各種委員会で検討や対策等が実施され、意見・要望に応えた実現可能なものは実行することとし、利用者・保護者等の要望に添えない場合や改善・見直し等に時間の経過が必要なものについては、利用者に分かりやすく提示、説明を行うこととされています。

Ⅲ-1-(4) 子どもや保護者が意見等を述べやすい体制が確保されている。

34

Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。

a

<コメント>

苦情解決実施要項に基づき、苦情解決責任者、受付担当、第三者委員体制が整備され、園内掲示により周知が図られています。

また、苦情受付の意見箱の設置、重要事項説明書の説明時に利用者・保護者等への苦情解決の仕組みについて周知が図られています。

県の各機関が受ける意見・要望等を広聴システム「県民の声」を活用して対応されています。

園内での苦情内容や苦情への対応状況等が県に報告され、苦情やその対応状況等が担当課に報告され、ホームページに掲載することとなっています。

このシステムと併用して、園内の報告データベースを利用し、苦情の内容、対応状況をデータベースで報告されています。

いずれも、内容によっては意見要望対応の担当部局と協議して回答し、申し出者が特定できないような形で公表され、回答内容はホームページで確認できます。

35	Ⅲ-1-(4)-② 子どもや保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。	a
<p><コメント></p> <p>利用者向けに分かりやすく相談手順等を示した文書の作成はありませんが、どの職員でも気軽に口頭にて個別の聞き取りが行える事について説明しておられます。</p> <p>学園内に個別で相談可能な複数の面接室が準備され、更に、生活棟内に於いては、全員居室が個室なので相談等は各居室で担当職員が受けておられます。</p> <p>子どもの特性に応じて絵カード、写真、アプリケーション等使用し、子どもが理解しやすい方法で対応されています。</p> <p>保護者からの相談等については、別棟の相談室を確保しておられます。</p> <p>意見箱の設置も行われています。</p>		
36	Ⅲ-1-(4)-③ 子どもや保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
<p><コメント></p> <p>子ども・保護者等からの相談・意見等については、苦情解決実施要領に基づき迅速な対応に努めておられ、園長まで全ての報告があがり、全職員で共有する仕組みが構築されています。</p> <p>相談受理から解決までの詳細なマニュアルは整備されていませんが、子どもの生活ルールや希望のメニューなど様々な意見を取り入れ、各種マニュアルの改善・見直し等、サービスの質の向上に向けた取り組みが行われています。</p> <p>相談等を受け、解決までの検証や検討対策等に時間が必要な場合の途中経過等の保護者等への報告等によるキメの細かい取り組み手順等の整備による取り組みに期待します。</p>		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な・支援の提供のための施設的な取組が行われている。		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な・支援の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a
<p><コメント></p> <p>学園内の各部署の職員で構成する「リスクマネジメント検討委員会」が設置され、毎月の協議の中で、災害対応、所在不明利用者の搜索、危機管理体制等マニュアル及び緊急連絡網を各種整備し、計画的な避難訓練、救急救命訓練、所在不明利用者搜索訓練、不審者対応訓練、緊急時連絡訓練等や研修等を実施し、安心・安全な組織運営に向けたマニュアル等の検証や見直し等が行なわれています。</p> <p>また、毎月の施設の危険物等を確認する「安全点検」が実施され、危険箇所等の改修が行なわれています。</p> <p>アクシデント又はインシデントについては、ヒヤリハット報告としてデータベースで管理しており、事例によってはレベルを設定して検証し、再発防止対策等の検討や見直し等のリスクマネジメントの取り組みが行われています。</p> <p>利用者と職員の安全を確保する研修も行なわれており、研修は、職員全員が受講できる工夫がされています。</p>		

38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>「衛生委員会」が設置され、保健師を中心に感染症対策にも力を入れた取り組みが行われています。</p> <p>感染症対策マニュアル、食中毒予防マニュアル等が整備され、毎年マニュアルに沿った職員研修による職員の感染症防止に関する意識が高められています。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の感染防止については、国の対応方針も変化し続けていることから、マニュアル化は行わずに、入所児童・職員、外部からの来園者に対する検温、健康チェック等、学園内の消毒の徹底等、専門の研究者を招聘し、施設内を点検や助言等を踏まえて支援に活かし、その都度必要な対応が行なわれています。</p>		
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもや保護者の安全確保のための取組を組織的に行っている。	b
<p><コメント></p> <p>避難計画・消防計画・業務継続計画・緊急時対応マニュアルが整備されており、県のBCP策定により、災害復旧時の体制が講じられ、定期的に訓練も行われています。</p> <p>職員の緊急連絡網が整備され、緊急時に迅速かつ正確に情報伝達できるよう、昨年度からまちこみシステムを活用しておられます。</p> <p>災害時の持ち出し品は年1回リストの見直しを行ない、毎月チェックし避難訓練の際には実際に持ち出されています。</p> <p>食料の備蓄についても担当者が管理し、期限の管理、保管場所の工夫が行なわれています。</p> <p>倉吉市との協定による避難場所指定にもなっており、消防署や自治公民館長との協力及び日常からの非常連絡訓練等も実施され、災害時等は、消防や警察、近隣施設からの必要な応援依頼を行う仕組み等による事前の防災対策の取り組みが行われています。</p>		

Ⅲ-2 支援の質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 支援の標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ-2-(1)-① 提供する福祉サービスについて標準的な実施方法が文書化され、支援が提供されている。	a
<p><コメント></p> <p>学園の理念・基本方針をもとに各種のマニュアルが利用者の人権尊重や権利擁護など、運営要綱等、当園のマニュアル集データベースに保管され、全職員がいつでも閲覧可能であり、業務の必要時にマニュアルに沿った支援が行われています。</p> <p>また、利用者の一人ひとりの個別支援計画もデータベース化され、対応困難事例は、個別に支援対応マニュアルが作成される等、職員がいつでも支援内容を確認できるため、共通の情報を共有する等の統一的な利用者への支援が行われています。</p> <p>対応困難事例は、個別に具体的な支援マニュアルが作成しておられます。</p>		

41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a
<p><コメント></p> <p>各種マニュアルによる標準的な実施方法については、所管する各委員会等で決定し2年に1回程度見直しが実施されています。</p> <p>また、利用者や職員からの改善意見・要望及び事業運営時での必要な場合や政令（条例）等による改正が必要時は、その都度見直し・修正を行うこととなっています。</p> <p>入所利用者等の3か月程度の心身の生活状況等を考慮した個別支援計画が作成され、その後は日常のモニタリング記録やケア会議等での評価等を行ない3～6ヶ月毎に必要な見直しが行われています。</p>		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより・支援実施計画が策定されている。		
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	a
<p><コメント></p> <p>個別支援計画策定マニュアルにより、障がい状況、発達状況及び利用者等のニーズを考慮して、入所、短期入所利用のすべての利用者への計画書が作成されています。</p> <p>入所時のアセスメントは、年齢や障がいの状況に応じ、個別支援計画策定マニュアルに規定するアセスメント表が用いられています。</p> <p>入所利用者については、各生活棟保育士長がサービス管理責任者となっており、担当者が作成した支援計画書を保育士長が確認されます。更に、保育士長だけでなく、他課及び管理者も確認し、合議により策定する事としておられ、策定した計画については保護者に説明し、同意も得ておられます。</p> <p>園内だけでなく、入所を措置した児童相談所やサービス支援計画を策定している相談支援事業所等との関係機関との情報共有が図られおり、支援困難ケースは、関係者会議においての討議等が行われています。</p>		
43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	a
<p><コメント></p> <p>個別支援計画策定マニュアルに計画見直しの時期と方法等が定められています。</p> <p>入所利用者等のカンファレンス等による1か月程度の心身の生活状況等を考慮した個別支援計画が作成され、その後は日常のモニタリング記録や学園の多職種によるケア会議等での評価等による利用者一人ひとりの個別支援計画（3ヶ月～6ヶ月）の必要な計画（支援目標、支援内容等）の見直しが行われています。</p> <p>個別支援計画の適否を確かめる等の定期的な見直しだけでなく、健康（ケガ等含む）を崩した場合やその他の必要が発生した場合の見直しをすることも規程が設定されています。</p> <p>計画変更時は、当初策定時と同様に、担当をはじめとする関係職員による合議により策定が行われ、変更後の計画は、当初策定時と同様に関係機関と共有を図られています。</p>		

Ⅲ-2-(3) 支援実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する支援実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。	b
<p><コメント></p> <p>入所利用者、短期入所利用者及び児童発達支援について、それぞれに様式を定めてデータベース化し、支援内容及び利用者の状況が記録され、書面及び電子媒体いずれにおいても園内関係者で回覧共有の仕組みが確立しています。</p> <p>データベースを利用した回覧は、職員が必要な時に迅速に情報共有が可能であり、業務の効率・効果的な支援につながっています。</p> <p>毎朝の職員会議等でも必要な各種情報の提供や子どもの支援等の気なる対応事項等が討議され適切な支援へとつなげておられます。</p> <p>また、各種委員会開催（毎月1回程度）での討議内容、周知事項等は、データベースでその報告が掲載され、職員への周知が図られています。</p> <p>記録作成の方法及び留意点についての記載要領等のマニュアルの作成に期待します。</p>		
45	Ⅲ-2-(3)-② 子どもと保護者に関する記録の管理体制が確立している。	a
<p><コメント></p> <p>園内の記録はすべて、県の文書であり、鳥取県個人情報保護条例、鳥取県個人情報保護条例施行規則及び鳥取県文書管理規程に基づいた作成及び管理が行われ、管理責任者は、次長と定められています。</p> <p>全職員に個人情報管理の研修等を通じて指導を行い、書面記録については所定のスペースに保管するなど、外部の第三者の目に触れないよう工夫し、電子媒体については、パスワードを付与して保存するなど、情報管理の徹底が実施されています。</p> <p>契約時、利用者及び家族に対して、契約書及び重要事項説明書を用いて個人情報の取扱いへの同意を得る等の個人情報保護についての説明が実施されています。</p> <p>県の規程に基づいた個人情報を含む文書等の発送についてはダブルチェック、Eメールのデータ送信はパスワード付与の徹底など、記録の漏洩防止に努められています。</p>		

内容評価基準（16項目）

A-1 利用者の尊重と権利擁護

		第三者評価結果
1-(1) 自己決定の尊重		
1	① 利用者の自己決定を尊重した個別支援と取り組みを行っている。	b
<p><コメント></p> <p>学園の基本理念として、入所利用児童等一人ひとりが心身ともに安定し主体的な生活を送ることを目指して、それぞれの目的や目標に添った質の高いサービスの提供が掲げられ、利用者の自己決定を尊重する支援が進められていますが、人員不足の為、利用者の安全確保が最優先事項と</p>		

なり、自己決定を尊重する柔軟な支援が提供できない場面もあります。

利用者の日常生活における特性や発達状況、支援に対するニーズ把握等、短期・長期的な視点で個別支援計画が策定されています。

日常的な活動や衣服、日用品、理美容については利用者の意向を尊重し、利用者本人の意思表示、選択が難しい場合には、保護者に意向を確認しておられます。

園内のルールについては、利用者で構成する自治会や生活棟内の会議において話し合い、その意見・要望等を尊重した支援が行われています。

統括委員会、サービス向上委員会、虐待防止委員会等に於いて、子どもの人権に配慮した取り組みが行われています。

A - (2) 権利侵害の防止等

2 ① 利用者の権利侵害の防止等に関する取り組みが徹底されている

a

<コメント>

利用者の権利擁護については、虐待防止マニュアルや虐待防止委員会要綱にて定め、職員に周知されています。

虐待防止委員会が人権擁護禁止事項のチェックを年2回実施されています。

身体拘束については三原則に従って判断し、身体拘束が必要な場合には、あらかじめ利用者・保護者等に説明した上で個別支援計画にも記載し、実施状況や対応を記録し回覧しておられます。

身体拘束を伴うヒヤリハット事例は、事例によっては、リスクマネジメント検討委員会において検証が行われています。

やむを得ない身体拘束であっても、利用者の安全をより確実に確保するために、包括的暴力防止プログラムを計画的に受講し、園内で伝達研修も行われています。

施設内での虐待等権利侵害発生に備え、調査委員会の立ち上げや調査及び報告手順（フロー作成）等を明らかにした取り組みが行われています。

A - 2 生活支援

		第三者評価結果
2 - (1) 支援の基本		
3	① 利用者の自律・自立生活のための支援を行っている。	b
<コメント>		
一人ひとりの利用者の障がい程度、発達過程を考慮し、利用者が退所後の生活や就労を想定したソーシャルスキルやコミュニケーション力の向上を目指し、個別支援計画を策定し、事業に取り組んでおられます。		
日用品の買い物や理美容店の利用などの社会生活の訓練や金銭管理の練習が行える「社会生活移行支援サービス提供事業」を、予算対応して実施されていますが、コロナ禍の為機会が減少しています。		
学園独自で福祉就労の事業所やグループホーム等見学する機会を設け、将来の目標を定められるよう支援しておられます。		

退所後のサービス利用等に必要な手続きについて、利用者・保護者等に助言したり、窓口に同行する等の支援が行われています。

グループホームの利用が見込まれる利用者については、園内の生活実習室で、一人で過ごす練習をすることで自信を付け、グループホームの体験利用に繋がるよう支援が行われています。

日々の生活支援では、利用者の自主性を引き出す工夫がされ、見守りの姿勢を基本としていますが、職員不足の現状によりタイミングよく助言できない場合もあります。

4	② 利用者の心身の状況に応じたコミュニケーション手段の確保と必要な支援を行っている。	a
---	--	---

<コメント>

利用者の状況に応じて、適切なコミュニケーション方法による意思疎通を図り、絵や写真、文字のカード等の補助ツール等の活用や相互の意思確認の方法や職員側からの伝達方法の工夫が行われています。

言葉による意思表示が困難な利用者はそれぞれのジェスチャーやサインで意思表示をされる場面もあるので、見逃すことのないよう注意しながらコミュニケーションをされています。

5	③ 利用者の意思を尊重する支援としての相談等を適切に行っている。	a
---	----------------------------------	---

<コメント>

希望する利用者に個別に話を聴くよう心掛け、利用者によっては定期的にその時間を設けるなど、可能な限り対応をされています。

サービス等の選択がしやすくする為に、考えられる選択肢の提示と説明を行ない自己決定が行えるような支援が行われています。

特に言語による意思表示が困難な利用者については、意思決定過程で、説明や意向の確認方法を工夫し、支援のポイント等を個別支援計画に反映させる取り組みが行われています。

利用者・保護者等から受けた相談・要望については、記録し、園内での職員回覧による共有が図られています。

6	④ 個別支援計画にもとづく日中活動と利用者支援等を行っている。	a
---	---------------------------------	---

<コメント>

利用者の障がい程度や希望、今後の社会生活を想定した支援を検討し、個別支援計画に基づき実施されています。

地域行事の情報提供を行ない、利用者の自由意思により参加を決定し、希望する利用者が安全に参加できるよう支援しておられます。

この3年間はコロナ禍の為、地域行事が減少し利用者が園外で活動しづらい状況が続いていますが、以前から実施している園内活動（園内作業競技大会、みんなの文化祭、クリスマス会、豆まき）や新たにミニスポーツ等の園内活動が行われています。

園内外の活動を通じて社会的スキルの向上をねらい、移行後の余暇活動に繋ぐことができるよう工夫しておられます。

7	⑤ 利用者の障害の状況に応じた適切な支援を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>園内外の研修受講、日々のOJTを通じて、専門知識と技能の習得に努めておられます。特に強度行動障がいへの対応について、研修を定期的に受講し、有資格者を増やされています。日常の支援記録や会議等を通じて、利用者のよりよい支援方法等の共有が行われています。行動障がい等の特性のある利用者の安全な生活に向け、個別の分析等による施設の環境整備や支援方法等の検討の実施やケースによってはマニュアル化により職員の共通的支援が行われています。</p> <p>利用者同士 のトラブル回避のため 居室の調整や生活エリアや時間を分ける等、支援方法を工夫されています。</p> <p>トラブル発生時には、視覚的な資料等を用いる等、双方に事情を聴取して状況整理し、解決策を提案する等しておられます。</p> <p>また、必要に応じて発達障がい者支援センター（エール）や外部専門機関等から助言を受け、支援の再検討を行う等、個別支援計画に反映させています。</p>		
2－（2）日常的生活支援		
8	① 個別支援計画にもとづく日常生活支援を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>個別支援計画作成に基づき、利用者個々の特性に配慮し、日常生活支援（食事、入浴、排せつ、着替え、保清、移動等）の自立を促しながら支援が行われています。</p> <p>食事は、嗜好調査を行って利用者の好みを把握し、アレルギー反応や誤嚥を防ぐ安全に配慮した献立を心掛けており、検食表の記録を基に関係者で適切な献立を検討され、翌月以降の献立に活かされています。</p> <p>栄養ケアマネジメントを行ない、利用者の特性に応じた個別の栄養評価、メニューの変更や食材のサイズ調整等柔軟な食事提供も行われています。</p> <p>入浴や排せつ支援の場面に於いて、同性介助を心掛けておられますが勤務体制の問題もあり難しい点がありますので、同性介助が可能になるような十分な人員配置に期待します。</p> <p>身体障がいのある利用者については、安全に介助するための専門家の助言を受ける等、日常実践支援が行われています。</p>		
2－（3）生活環境		
9	① 利用者の快適性と安心・安全に配慮した生活環境が確保されている。	a
<p><コメント></p> <p>園内は、委託清掃業者と職員により毎日清掃、消毒が行われ、清潔感のある施設運営が行われています。</p> <p>施設の老朽化に伴う計画的な改修対応の実施や毎月の園舎の安全点検による危険箇所、危険物等の調査、点検、修繕等が実施されています。</p> <p>更に、年3回程度鳥取県による職場の危険箇所の点検「職場巡視」が実施されています。</p> <p>生活棟の居室は、利用者の障がい特性に応じて安全を第一の環境整備に努めており、利用者からの希望や特性等を考慮する等、適宜の可能な限りの対応が行われています。</p>		

2 - (4) 機能訓練・生活訓練		
10	① 利用者の心身の状況に応じた機能訓練・生活訓練を行っている	a
<p><コメント></p> <p>担当医等の指示に基づいた機能訓練だけでなく、将来の生活を見通しての遊びや作業体験、社会資源の利用体験等の機能訓練、日常生活（買い物や着替え、ごはんの準備、清掃、洗濯等）の中で生活訓練等が年間計画として取り組まれています。</p> <p>訓練だけの計画を策定するのではなく、個別支援計画の中に盛り込んで総合的な支援となるよう工夫されています。</p> <p>身体に障がいのある利用者については、リハビリ通院、日々のストレッチ及びトレーニング等も行われています。</p>		
2 - (5) 健康管理・医療的支援		
11	① 利用者の健康状況の把握と体調変化時の迅速な対応等を適切に行っている。	b
<p><コメント></p> <p>健康管理のマニュアルに沿って、日々の利用者の健康観察が実施され、体調不良や受傷があれば、軽微なものも含めて、保育士、保健師を中心に体調状況を検討し、必要な医療機関等への受診の対応が行われています。</p> <p>学校検診で行われない検査も、独自に行って健康状態の把握に努め、利用者の定期受診には、原則、保育士、保健師が同行し、担当保育士がまとめた利用者の日常の様子を報告書を基に、担当医等に状況説明が行われています。</p> <p>担当医等から受けた指示や助言等受診結果は、園内のみならず保護者等や関係機関とも共有が図られています。</p> <p>利用者の医療情報については、データベースを整理し受診状況や医師の指示事項、服薬情報を管理しておられます。</p> <p>毎年1回程度、てんかんに関する研修会や、感染症や食中毒に関する研修会が園内で実施されています。</p> <p>交代制勤務等で受講できなかった職員には、後刻での動画視聴を含め全職員が受講するよう工夫が行われています。</p>		
12	② 医療的な支援が適切な手順と安全管理体制のもとに提供されている。	a
<p><コメント></p> <p>保健師の配属により利用者の日々の健康管理が実施され、医療行為が必要な利用者については、保健師が対応しておられます。</p> <p>精神科、小児科、歯科医に嘱託医を委嘱されています。</p> <p>服薬管理マニュアルに基づき、日々の投薬等については、生活支援を行う保育士がダブルチェックで行われており、投薬ミスが生じた際は、ヒヤリハットとして取扱い、その都度再発防止策を講じておられます。</p> <p>食事等のアレルギーの有無も利用開始時に把握され、誤食防止としての必要な対応が実施されています。</p>		

てんかん発作への対応について、園内で研修（毎年）が実施され、主治医の指示書、保護者の同意書を取得する等の適切な対応が行われ、サポートブックを整理して緊急対応にも備えられています。

感染症対応のマニュアルを整備し、感染症に関する研修も毎年実施しておられます。

2 - (6) 社会参加・学習支援

13 ① 利用者の希望と意向を尊重した社会や学習のための支援を行っている。

a

<コメント>

社会生活移行支援サービス提供事業や地域のイベント等への参加等、社会資源の理解や利用方法の経験の積み重ね等の工夫が行われています。

地域のイベント等は、その都度情報発信し、コロナ感染対策を講じながら参加支援が継続されています。

保護者との外出や保護者宅への帰省（外泊）については、コロナ感染症の状況を考慮しながら、契約による入所利用者は保護者との調整、措置による入所利用者は児童相談所との調整を行ないながら実施されています。

利用者みよみの外出可否について、判断基準も設定されており、単独で外出が可能な利用者の場合には、友人等と園外で交流する事も尊重されており、場合によって職員同行も行われています。

学校の夏季休業中には、中高生を対象に園内で作業所を開設し、少額ではあるが作業への取り組みを評価した手当を後援会から給付する等、就労意欲につながる工夫が行われています。

利用者や家族等の希望と意向を尊重し、学校と連携しながらの学習支援が行われています。

2 - (6) 地域社会への意向と地域生活

14 ① 利用者の希望と意向を尊重した地域社会への移行や地域生活のための支援を行っている。

a

<コメント>

利用可能な社会資源を整理しておられますが、社会資源には限りがあるため、早期から地域の情報を収集し、相談支援につなげ、スムーズな移行を心掛けておられます。

就労及び生活面では、学校主催の実習、当園主催の実習や事業所見学を通じて、どのような事業所があり、どのような仕事、生活をするのか、移行を意識して計画的に段階的に学習してもらっています。

社会生活を営む上での必要なスキルやマナー（お金の使い方や公共交通機関の利用方法等）の獲得、自己選択や自己決定の機会を目的として、社会生活移行支援サービス提供事業や、利用者向けの学習会を企画するなどして取り組んでおられます。

厚生労働省通知により対応が求められている児童施設から障がい者サービスへの移行の新たな枠組みについては、利用者・保護者等が希望する事業所や時期に移行できるよう、県本庁と連携して検討しておられます。

2 - (8) 家族との連携・交流と家族支援

15 ① 利用者の家族との連携・交流と家族支援を行っている。

a

〈コメント〉

保護者がいつでも相談しやすい関係づくりを心掛け、各種相談に応じて助言が行われ、良好な関係作りが行われています。

契約入所利用者の状況は随時連絡をとり、日々の生活状況を伝え、保護者会（通所年1回の開催）での交流による意見・要望等を把握する機会が作られています。

措置入所利用者については、直接又は児童相談所を通じた保護者の意向等の確認が行われています。

いずれの入所形態も、学校等の懇談会へは、学園からも出席され、保護者と学校との情報共有が行われる等の取り組みが行われています。

利用者の病気、ケガ等の急変時のマニュアル等の編成に基づき、保護者との適切な連絡を行いながら医療機関への受診対応等が行なわれています。

A-3 生活支援

A3-(1) 発達支援

16

① 子どもの障害の状況や発達過程等に応じた発達支援を行っている。

a

〈コメント〉

職員は、多様な障がいに対応すべく専門的知識の習得した職員を中心に、十分なアセスメントに基づき園内の多職種が協働して適切な個別支援計画が作成され、日常の支援が行われています。

また、ケースによっては外部専門家の指導・助言等を受け、入所児童への支援への反映が行われたれています。

個別支援計画や日々の活動については、各生活棟や委員会等での一人ひとりの特性状況についての協議による支援の実施が行われ、個別計画策定には、保護者の意見・要望や学校機関等からの状況収集等による支援が行われています。

基本的な日常生活動作は、個別活動を中心とした支援、自立支援のための活動は、個別と集団の組み合わせた活動支援が行われています。